

地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人夫婦について、避難生活により申立人夫の既往症が悪化し、身体機能が低下したことを考慮して、申立人夫が入院先を退院した平成23年7月以降の慰謝料として、その症状改善がみられた平成26年3月までの間、申立人夫につき月額2万円、申立人妻につき月額1万円が賠償された事例。

## （全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1（以下「申立人1」という。）及び同X2（以下「申立人2」といい、申立人2名を総称して「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙記載の損害項目及び期間についての和解金として、金109万8186円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人らと被申立人は、別紙記載の損害項目及び期間について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年10月31日

（仲介委員 國重慎二）

## 申立人1

損害項目	金額	期間
日常生活障害慰謝料(増額分)	4万円	自 平成23年3月11日 至 平成23年6月30日
身体機能が低下したことについての慰謝料	66万円	自 平成23年7月1日 至 平成26年3月31日
平成28年11月18日発行に係る領収証記載の文書料	1万6200円	
本件和解仲介に関する弁護士費用	2万1486円	
小計	73万7686円	

## 申立人2

損害項目	金額	期間
日常生活障害慰謝料(増額分)	2万円	自 平成23年3月11日 至 平成23年3月31日
申立人1の身体機能が低下したことについての慰謝料	33万円	自 平成23年7月1日 至 平成26年3月31日
本件和解仲介に関する弁護士費用	1万500円	
小計	36万500円	

合計

109万8186円